

## 関東地区研究会報告

東京学芸大学 高田滋

〔日時〕1995年6月3日(土)、〔会場〕 明治大学大学院

〔参加者〕小田切徳美、市田知子、長谷川昭彦、大内雅利、荒樋豊、小林浩樹、高橋明善、柄澤行雄、南裕子、ガボリオ・マリ、築山秀夫、大友由紀子、相川良彦、青柳浩、米地實、武田祐介、磯辺俊彦、松田苑子、高山隆三、酒井俊二、高田滋、計21名。

〔報告内容と討論〕下記の2つの報告が行われた。

・小田切徳美(高崎経済大学)「日本農業の中山間地問題—「西日本」型中山間地帯を中心にして—」

・市田知子(農業総合研究所)「ドイツの中山間地政策—バイエルン州を中心に—」

小田切報告は、政策的に現在注目されつつある、わが国の中山間地帯をとりあげ、とくに山口県の事例をみながら、総合的な実態把握を試みたものである。概して、農業、またとくに稲作への依存度の小さくなりつつあるこの地帯に対して、農業によってこそ維持されてきた土地利用の現況の再生産を期待するという政策の難しさが語られた。一世代世帯が増えるなど農業の担い手は脆弱化し、借地上層農においても不安定さがみられ、借地にも回らず荒廃化する農地の多くなっている実状が報告された。跡継ぎ層の他出が当然化してきている(「地域規範化」)なかで、「地域農業マネジメントの確立」として地域ぐるみの農業への取り組みが要請されるとした。他出、あるいはUターン先が近在の都市であって日曜農業が可能な段階も西日本では過ぎつつあること、畑作地帯の実状は別に議論する必要があること、地元の林業生産への取り組みも含めた「第三セクター」農業が思案されるべきであること、その際も農家の主体性がどの程度残されるのか問題であること、などが報告後の討論のなかで取り上げられた。

市田報告は、ドイツのバイエルン州ほかでの条件不利地域、とりわけ山岳地域への政策(所得補償)をとりあげ、その実状を報告したものである。EC、連邦政府、州が負担する「条件不利地域対策」(山岳地域、条件不利農業地域の農家に対する補償)を含む所得補償は、山岳地域でみれば農家所得の4割を支える。また、州独自の政策であり、一部ECの補助がある「文化景域保全プログラム」は、環境保全に配慮すべき地域において、環境に配慮した農業経営を行った農家に対して補助を与えるものである。例えば、アルプ農業を維持することに貢献する「放牧地施設の建築、再建」に対しては、費用の半分を補助する、粗放的耕地利用として「農業も無機肥料も使わない」場合には、1ha当たり200マルクの補償をするなど多様な施策が用意される。農業の持続は景観保全や自然災害防止にもつながっていると政府担当者は評価している。報告後の討論では、元来ドイツでは地域間格差は少なく、各地域の定住条件はわが国よりも整っていること、多くの開拓者を受け入れ定住を図ってきた経過があることが、政策効果に関連して取り上げられ、また、補助金対象農家の経営内容は政府によって精細に把握されていることが補足された。

わが国中山間地帯やドイツ山岳地域の景観や国土保全上の機能は、その地の農林業によって支えられてきたのであり、住民の生活の再生産に関わる政策支援はこれらの伝統的な産業の維持を中軸にしてこそ意義を増すという事情のなかに、困難さも内包されている。その地で農林業を担い暮らすことの積極的な意味を見いだせることが要点であり、経済的な支援も経過的にはその一助というべきであろう。